

平成 23 年度第 1 回北見市男女共同参画審議会会議録

日時 平成 23 年 12 月 12 日（月）午後 6：30～8：30

会場 市役所北 2 条仮庁舎 3 階庁議室

◎出席者

・委員

飯田委員、尾山委員、川村委員、佐藤（鮎）委員、佐藤（浩）委員、菅原委員
竹村委員、長南委員、福地委員、松岡委員、松下委員、丸山委員

・事務局

皆川市民環境部長、大野市民環境部次長、近藤市民活動課長、刀祢男女共同参画担当係長

1. 開会

市民活動課長により開会

2. 委嘱状の交付

小谷市長から新委員へ委嘱状を交付

3. 市長挨拶(要旨)

北見市男女共同参画審議会の開催にあたりましてひと言ご挨拶を申し上げます。
ただ今 6 名の方に男女共同参画審議会の委員の委嘱をさせていただきました。委員の皆様には快くお引き受けいただきましたことに深く感謝を申し上げたいと思います。また、昨年に引続き委員になられている方々につきましては、これから 1 年間でございますけれどもご尽力をいただきますようよろしくお願いを申し上げたいと思います。

さて、北見市の男女共同参画を進める基本計画につきましては「男女共同参画プランきたみ」として平成 20 年に策定をされておりました 4 年が経過しております、今年 3 月からは中間年ということで計画全体の見直しが見られる時期なのではないかと思っております。そのことにつきましても男女共同という感覚で物事を進めていきたいと思っております。そのことにつきましてもあとで報告があらうかと思っておりますけれども、よろしくお願い申し上げます。地味な話ではありますが、しかし世界、この北見の中でも男性と女性がいる限りこの問題については永遠の課題であると思っておりますけれども、一歩でも前に進むことを期待申し上げます、簡単ですけれどもご挨拶としたいと思います。
よろしくお願いいたします。（挨拶後市長退席）

4. 委員及び事務局自己紹介

《課長》

本日は新たな委員をお迎えし、本年度初めての審議会の開催となりますので、委員の皆様及び事務局を含め自己紹介をお願いしたいと存じます。飯田委員から順次お願いいたします。

※委員及び事務局(職員)自己紹介

《課長》

それでは、これより先の議事進行は北見市男女共同参画審議会規則によりまして松岡会長に

お願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

5. 議事(1)副会長の選出

《会長》

あらためてお晩でございます。今年は早いもので3月11日の東日本の大震災からもう1年が終わろうとしています。きょうのニュースを見ていると、今年の漢字は「絆」と決まったようです。これからも「絆」を大事にしながら、何年かかるか分からない日本の復興ですけれども、皆さんとともに力を合わせていかなければならないということをまた痛感しております。

年に2回ほどの会合なのですけれども、きょうもたくさんの意見を寄せていただきましたのでそれを大事にしながら進行していきたいと思ひます。

それでは議事の(1)に入っていきます。レジュメに基づいて進めていきたいのですが、まず事務局の方から副会長の選出が議案(1)になっておりますので、どのような形で進めていったらよいか、選出方法などにつきまして事務局から説明をお願いします。

《係長》

北見市男女共同参画審議会規則第2条において「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める」と規定されております。以上でございます。

《会長》

それではまず立候補から受けたいと思ひますけれども副会長立候補者いないでしょうか。なければ推薦があれば伺いたひと思ひます。特にありませんか。

なければ事務局、何か腹案がありましたら提案をお願いしたいと思ひます。

《係長》

平成21年から本審議会委員として2期4年間勤めていただき、今回引き続き3期目をお引き受けいただきました川村委員を副会長に、という案でございます。

《会長》

ということで、川村先生を推薦があったわけですが、けれども皆さんいかがでしょうか。

《全委員》

拍手＝全委員承認

《会長》

それでは拍手をもって承認ということにいたしたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。副会長席へお移りください。

※ 川村委員・副会長席へ移動

《会長》

自己紹介とは別に、ひと言をお願いします。

《副会長》

ただ今ご推薦いただきましてご承認いただきました川村です。私も、2期目の方いらっしゃるのかもしれませんが、ちょっと長めにこの審議会に携わっているということで副会長を務めさせていただくということになりました。審議会に入るまでは結構男女共同参画というのは進んでいるという感じがあったのですが、審議会に参加してみても、例えば農業とか漁業とか幅広い分野のことを学んでいくと、色々まだまだ難しい問題があるのだなということ

がたくさん分かってきまして、これからも色々皆さんと一緒に勉強したいと思います。よろしくお願ひします。

《会長》

それでは、議事を進めていきたいと思ひます。事務局のほうからまず資料の確認をしながらそのあと提起をお願ひしたいと思ひます。

《係長》

では、議事に入ります前にお配りしてあります資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に郵送させていただいた資料は2点ございます。

1つ目はA3版横長38ページの「男女共同参画プラン推進事業実施状況調」、2つ目はA4版の横長2ページの男女共同参画プラン重点項目、この2点でございます。

また、新しい委員の方には基本計画書と計画書のダイジェスト版をお送りしております。次に本日の配布資料でございますが、1レジュメ、2「北見市男女共同参画をすす推進するための条例」の写し、3審議会等の女性の登用状況調査表、4女性委員登用率目標値、5審議会委員名簿、6委員の皆さまのご意見集約書、以上の6点でございます。

ここで誠に恐縮でございますが、先にお配りした資料「プラン推進事業実施状況調」中、訂正のお願ひがござひます。2ヶ所ござひまして、1つは22ページ最上段、事業No.81「乳幼児健康相談」ですが、平成22年度決算額4,404千円とありますのは2,051千円が正しいとのことです。2つ目は29ページ事業No.106「介護予防事業」の平成22年度事業計画欄、事業実績欄、平成23年度事業計画欄ですが、いずれも中ほどに「《特定高齢者介護予防教室》」とありますが、「特定」高齢者ではなく「二次予防対象」高齢者と名称変更したとのことです。また、同じく下から3行目（22年度実績欄は4行目）に、「（特定高齢者）」とあるは削除します。恐れ入りますが訂正をお願ひいたします。以上でございます。

《会長》

それではレジュメに従って議事を進めていきたいと思ひますけれども、議事（2）は北見市男女共同参画審議会設置の役割についてです。では事務局説明をお願ひいたします。

《次長》

本日半数の委員の方が改嘱されておりますので、北見市男女共同参画審議会設置の趣旨、役割につきましてご説明申し上げます。本日の資料としてお配りしております「北見市男女共同参画を推進するための条例」をご覧くださいと存じます。

条例第16条では市長に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため「基本計画」を策定することが義務付けられております。また同条第3項では、この基本計画を策定する時はあらかじめ北見市男女共同参画審議会の意見を伺わなければならないとされ、さらに第28条には「審議会は、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関わる事項について、市長の諮問により又は必要に応じて審議し、市長に意見を述べるができる」と、審議会の権限について規定しております。本日の審議会は、この規定に基づきまして北見市の男女共同参画基本計画の進捗状況等をご審議いただくものでございます。以上でございます。

《会長》

ありがとうございます。

これからこの審議会が進めていく仕事、役割についての説明がありました。だいたい2回程

度開催する訳ですけれども、きょうもご意見を集約しながら、年明けて来年2月くらいまでにはそれらの意見をまとめながら市長の方に答申するという、そういう手はずになっております。ということで仕事、役割について、ねらいについてはよろしいでしょうか。

では、条例の説明については特にこれもないようですので、その次に議事3番目の北見市男女共同参画基本計画の進捗状況についての説明をお願いしたいと思います。重点項目を一括して提案をしていただいてそのあと議論したいと思います。それでは事務局説明をお願いします。

《係長》

それでは事業の内容について説明いたします。

推進事業実施状況調の表紙を開いていただきますと基本計画の体系図を掲載しております。これは「北見市の男女共同参画を推進するための条例」に定める7つの基本理念を具現化するために基本目標を大きく5つに分類したうえで、目標達成に向けての基本的方向、具体的施策、そして具体的な推進事業というふうに体系化したものとなっております。

次のページ以降は、事業の結果及び取組み状況を事業番号順に取りまとめたものとなっております。時間の関係上全事業を説明することはできませんので、昨年度重点項目とした事業並びに本年度重点項目とする事業を中心に、ご説明をさせていただきます。

昨年重点項目と設定いたしました事業は5つございます。

1つ目は事業調1ページ、事業番号1「市の審議会、付属機関などへの女性委員の登用促進」でございます。この事業は「市政における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」を目的にしており、具体的には市が設置する審議会等への女性委員の登用率を、計画期間の最終目標を40%と定め取り組んでいる事業でございます。毎年5月に、4月1日現在の女性の登用状況について調査を行いまして、その調査結果を資料に載せております。読み上げますと、平成22年度は総委員数1,561人、うち女性委員は417人で登用率は26.7%でした。平成23年度は総委員数1,582人、うち女性委員は432人で登用率は27.3%となっております。22年度の取組みの結果、本年4月1日現在の数値は0.6ポイント伸びたという結果になりました。

2つ目は事業番号2「女性のいない審議会等の解消」でございます。これも女性の登用状況と合わせて全庁調査を行い、同様に4月1日現在の調査結果を載せております。読み上げますと、平成22年度は総審議会等の数が79、うち女性のいない審議会は21、比率で申しますと26.6%でございました。平成23年度は総審議会等の数が77、うち女性のいない審議会は23、比率は30.0%と、女性のいない審議会の解消には至らず前年よりも後退した結果となりました。

これら調査結果の詳細につきましては本日の資料「北見市の各種審議会・委員会等の女性登用状況調査表」をご覧くださいと思います。平成23年4月1日現在北見市に設置されている審議会等を対象としたものでございまして、1は地方自治法202条の3に基づき各種法律や条令の定めにより設置される審議会、2は地方自治法180条の5に基づき法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会等、3は市の規則で設置する審議会、4は市の要綱・規約等で委員を委嘱するもの、5は法律の規定により国の機関(大臣)が委嘱する委員であります。そして最後のページには女性委員のいない審議会等を載せております。

ただ今説明いたしましたふたつの事業につきまして、登用率については若干伸張しながらも目標値には遠く、これを実効性のあるプランとするために年次的、段階的に目標値を定めておりますので、別紙「女性委員登用率目標値」の資料をご覧ください。

取組み4年目である本年度の目標は30%となっております。本年度の取組みにより、来年、

平成24年4月1日現在の女性委員の登用率を30%まで引き上げることを目標としています。そして計画期間の最終年度である平成29年度には登用率を40%とする計画となっております。具体的には、審議会総数77のうち31の審議会が本年度中に改選期を迎えますので、単純に考えれば31審議会がそれぞれ2名女性委員を選任すれば31%という率が得られることとなります。ゼロ審議会についてはいえば、23のうち11の審議会がこれから年度末までに改選期を迎えまして、これが次の調査値に反映されることとなります。

女性の登用を阻む要因としては職務指定あるいは職域指定などがあると分析しておりまして、これを解決するには女性の社会進出や管理職への登用がなされることが重要であり、女性自らが力を蓄え強い意思を持つことと、労働の場や家庭において男女が差別されることなくその能力を發揮できる基盤の整備が必要であるということが出来ます。また一方、この2つの事業に関しましてはまず数値目標を達成することを念頭に、例えば設置要綱に女性枠を盛り込む、目標値に見合った男女構成比を盛り込む、職務指定の弾力的運用やいわゆる「積極的改善措置＝ポジティブアクション」として公募制を取入れるなどで積極的に女性の登用を図る必要があります、年次計画を着実に達成するよう引続き重要項目として取り組んでまいりたいと考えております。

次に重点項目の3つ目、事業調は6ページ中段、事業番号21「労働の場における男女の役割分担意識の是正」でございます。具体的な取り組みでございますが、産業立地労政課において、市内事業所における賃金をはじめ労働条件や諸制度等の調査結果を取りまとめ、働く人々のより良い環境づくりに活用すべく「北見市労働状況調査報告書」を作成し、各事業所に配付しております。労働の分野においては採用・配置・昇進・労働条件・就労形態等に依然男女の格差が存在しており、また、女性は出産・育児を契機に多くは退職をするという状況があります。これを見ましても、雇用や就業の環境、男女の働き方・家事・育児に対する意識の中に男女を固定的に役割分担する意識は未だ根強く残っているということができると思います。審議会からは、労働条件などの問題解決のための相談支援体制の強化と、男女がともに働きやすい労働環境の整備充実を努めること、とのご意見をいただいておりますので、労働状況調査を引き続き行い、問題点を明確にすることによって労働環境の整備充実につなげ、さらに雇用・労働の分野における男女の役割分担意識の是正については、広報物の作成配布ならびに講演会の開催など研修機会を設け、趣旨の周知を図るべく引き続き重点項目として取り組んでまいりたいと考えております。

続いて4つ目と5つ目ですが、事業調は8ページ、事業番号は29と30、「家庭での男女の役割分担意識の是正への啓発」そして「啓発活動」となっております。これは昨年新規に重点項目とした事業でございますが、今ほど説明いたしました21番の事業と同様、家庭における固定的な役割分担意識についても、弱まってきているというものの必ずしも是正が図られているとは言い難く、これは「男女共同参画」というものを女性だけの課題として捉え、また家庭における役割分担については家族の問題と捉えられてきたことによるものと思われまます。男女共同参画とは女性の社会進出の機会を確保するだけでなく、これまでの社会通念を見直し仕事と生活の調和を図り、育児や介護や地域活動に女性も男性もともに参画することができる社会であることを広く知らしめ、意識の是正を図ることが必要であります。さらに子どもの頃からこのことに関する理解を促し、身につけていくことが必要でありますことから、これにつきましても引き続き重点項目として取り組んでまいりたいと考えております。

ここまで事業の進捗状況と5つの重点事業につきまして事務局からの説明と提案といたしま

す。ご審議のほどよろしく願いいたします。

《会長》

ありがとうございました。ではご意見についてはこのあとで伺うことにします。まず今事務局から説明があったことについて質問があったならば受けたいと思います。5つの重点目標一括してどの部分でもいいですからお願いしたいと思います。そのあとでご意見を伺いたいと思います。特に何かありませんか、細かいことでも。

では、なければご意見を伺いながらその中に質問を交えながらお話を伺おうと思います。既に事前にご意見をいただいている方もいますので、その方たちをまず優先的に先に伺い、そのあとで口頭でもってご意見を伺いたいと思います。ということで印刷物を見るとG委員トップバッターになっておりますので、この文章を基にしながら自分の若干私見も交えながらお話ししていただきたいと思います。

《G委員》

毎年女性の参加率が各審議会の中で増えてきているということで素晴らしいなと思うのですが、みんなどこまでめざしているのかなーと、このように今40%という数値が当面出てきましたけれども、そのところでちょっと私考えるところがあるのですけれども、女性が何かしたいなというときに女性だからダメとか、男性が何かしたいときに男性だからダメというのは良くないと思うんですよね。けれどもこの「女性が困難な市の委員会」というのはあるのかなということで書いたんですけれども、先ほどの資料を見せていただくと、例えば防災にかかわるようなことであったり、そこには女性がゼロなのですけれども、そういうものというのはいやりたいという人がいたときにやってくれるのはかまわないのですけど、必ず女の人を入れましょうといったときにどうなのかなと思うんです。女の人と男の人というのは、個人的には男が強いだとか体つきが筋力が発達しているとか一般的には言われていても、個人的には「あんた男のくせに」と言われても困るような体の弱い人もいると思うんです。昔そういう「男はたくましく」と言っても、そういうことはできないと思うんです今では。でも一般的に言って保健などで習った知識の中では女の人よりも男の人のほうが筋力が発達しているとか平均の身長が高いとか、体格面ではあると思うんです。女の方は力がなくていいとか。一般的なことを考えたときにこの防災関係というのはどうなのかなと思ったんですよね。だからいないようにしているのかと思ったり。女性のいない審議会というものがどういう訳でなくて、目指しているのは全部入れるようなことを目指して男女共同参画プランの委員会は全部を変えることを目的にしているのかなーと、そのようなことが分からなかったんですよね。

《会長》

質問を交えながらのご意見で、若干これまでの経過の中でも、役職が充て職でもって、例えば農協関係については農協の委員に選ばれている人がその役に就くということで、その結果立候補者がいないという問題だとか、消防団が充てられた場合そのメンバーの中に女性が入っていないということでその中でなかなか入りにくいという部分もゼロの中にはあったわけですが、今までのやり取りの中でそれは分かっているようですけれども、さらに現段階で事務局から、さらに今の、若干意見も入っているのですけれども・・・。

《G委員》

もうひとついいですか。私この委員会に属したのは2回目なんです。1回目は上仁頃小学校の校長をやっている時に、その後転勤しててまた戻ってきて昨年度からまた入らせていただい

ているんですけれども、北見市の校長会では女性は私ひとりなんです41名のうち。今年が充て職でいつも来ているので教育委員さんと相談したんです。教育委員さんも5名いる中でひとりは教育長なんです、今年初めて2名になったんです、(女性の)教育委員さんが。その教育委員さんに熱心な方がいてちょっと相談したんですよね。そうしたらそういうのはやっぱり女の人はいいだけそういうことを聞いたりしてきているのだから男の人に入ってもらったほうがいいねと言われたんですよね。なので来年から、任期は12月で半端なのですけれども来年4月から事務局のほうでも男性に決めようかなんてちょっとこの間言っていたんです。私もここに来て初めて分かるように、考えることが多いように、これに属していない人は興味も関心も湧かないだろうし、実際にこの間小原学校教育部長にお話したのですけれども、小原さんも教育委員さんに「小原さんだっここに来たからこういうことを考えることになったんでしょう」といわれたんですよね。今回みんなこういうことに携ったらやっぱり真剣に考えたり、ああそういうものかと思うことも多いと思うんですけど、属さなかったら全然、女の人たちが進出しようと頑張っているんだぐらいに思われて、私が女で女が頑張る意味が、少ないとは言いませんけれども男の人にこういう事情を知ってもらって、色々な様子を知ってもらって委員会に参画してもらったほうがいいのかなーと思ったりしながら付けたしておきます。

《会長》

そうでしたか。

《G委員》

そうなんです、そういうこともあったんです。自分でもはっきりこうだとか言えないのが情けないのですが。

《会長》

校長会の中でも男性校長にしてもらったほうが良いのではないかと。女性校長だからすぐに審議会に選ばれるのではなくて・・

《G委員》

そうなんです。そのほうがいいと思うんです。

《会長》

そういう希望があるのですね。女性がなかなか入りにくい委員会というものがいくつか列記されているわけです。今のことに関して・・・。

《課長》

それでは、今G委員からいただきました件はいわゆる職務指定等により女性の登用が困難な審議会について、事前にいただいた部分につきましては後ほど担当の方から説明させていただきますけれども、G委員からいただきました男性の校長というのもおっしゃるとおりかなと思いました。ただこの会議がですね、実は条例を付けているのですがご覧いただくと分かると思うのですけれども、この審議会の特徴を言いますとですね、半々ということになっていてどちらかが5人を切るとだめですよという縛りのある組織になってございまして、今ぎりぎりなんです。それで女性が今男性に替わると条例違反になってしまいますものですから。

《G委員》

今女性が多いんですよ。

《課長》

片方が5人を切るとまずいということなんです。

《G委員》

私がもし男性だったら6：6になるんですよ。

《課長》

6：6なんですけれども片方が5人を切ったらまずいです。6：6になればいいんですよ。

《G委員》

だから私が男になったら、(私の代わりに)男性が来たら6：6になるんですよ。

《課長》

はい、だからその縛りがありますものですからなかなかすぐにとということにはならないのですけれども、おっしゃることは十分承知いたしました。校長会のほうは年度途中で変わるので、当初ですか。

《G委員》

4月からなんです。なので私はそういうふうにはっきりとそれがいいと思っているわけではないのですが、たまたま教育委員さんからそのような感想を述べられて、どうかなと話していて、結果とか結論が決まったとかそういうものはないんですけれども、どうかなと今思っていたところだったんですよ。

《課長》

そうでしたらですね、4月の段階でまた事務局のほうと後任の方のご相談をさせていただいて、その中で対処させていただきますのでよろしく願いいたします。

いただいております女性のいない審議会の解消について、資料に基づいて説明しますのでよろしく願いいたします。

《係長》

それでは「女性のいない審議会等の解消」事業への取り組みについて、いただいたご意見等に関しましてご説明をしたいと思っております。本年4月1日現在の女性のいない審議会の一覧を、お配りした資料「各種審議会委員会等の女性の登用状況調査表」の最後のページに載せておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず「職務指定により女性登用が困難な審議会」の内容についてですが、例を挙げますと『北見市奨学生選考委員会』及び『入学準備金貸付選考委員会』これを例に挙げますと、委員の構成について規則の中に(1) 議会議員2名(2) 中学校長2名(3) 高等学校長2名(4) 民生委員1名と規定されております。委員については選出母体から推薦をいただいております、例えば議会議員は北見市議会に、学校長は北見市立小中学校長会に推薦を依頼しております、議会議員も学校長も女性はその絶対数が少ないですから、この時点で女性の登用が困難な状況があるということがいえます。

また、「職務指定の弾力的運用」に関しましては、例えばG委員におかれましては本審議会の委員を小中学校長会の代表として参画いただいております。その職務にあつて識見を持たれる方のお力をいただくために設けている規定であります、これをG委員が他の職にある方、例えば教頭、教員の職にある方に委任ができるかどうかということでございます。奨学生選考委員会は「その役職を失ったときは委員を辞任したものとす」という規定がございまして、つまり校長の職務にあることを選任の要件としておりますため委任などの運用は難しいということでもあります。条例などの中にこのような規定があつて女性の登用が困難な状況があるということでございます。以上でございます。

《C委員》

質問してもいいですか。今のお話でたとえば校長先生のほうは女性が少ないというのは分かるのですが、民生委員だと女性の方結構いらっしやらないですか。

《係長》

はい、民生委員は見ていただくと女性のほうが多いです。ですが民生委員枠1名で、推薦依頼しますとどうしても出してくる人が男性を出してくることが多いということなんです。なのでそこへの働きかけが足りないということも言えると思います。

《C委員》

そういう方法しかゼロ解消はできないので、それをやるしかないのではないかと思います。

《会長》

可能性がそこは残っているということです。

《部長》

可能性として残るということです。

《係長》

たくさん女性はいるのでそこは出していただくようにしたいと思います。

《会長》

あとそのほかに可能性のある委員会というのはないですか。

《係長》

では、ご意見を取りまとめた中にC委員のほうからも審議会の職務指定の弾力的運用について進展したケースについて紹介するようにとのことがございましたので、それについて例を挙げながら説明したいと思います。よろしいですか。

《会長》

ではC委員に意見を聞いてからということ。

《C委員》

G委員も、たぶんA委員のほうの1つ目も同じような内容になっていると思うのですが。

《会長》

わかりました。それではA委員とC委員の意見を意見書に基づいてまず聞いて、それから事務局にお願いしたいと思います。ではA委員お願いします。

《A委員》

私もG委員と同じように、私の質問は簡単で、どんな審議会があるかということをもとにわからないと前へ進めないと思ったものですからそういうふうにお聞きしたのですが、今事務局の方からお話がありましたように職務指定でちょっと難しいというのもあると思うのですが、それ以外でもなにか審議会でしたら・・・でしたらというのは変ですね、実際に行動したときに専門の方でないとできないとか、先ほど言ったように男の人のほうが力があるから男の人しかできないというようなこともあるかと思うのですが、審議会でしたら専門的なことは別として、話し合いであれば女性でもそういう規定がなければ参加できるのではないかしらというふうに思ったのです。

《会長》

ではC委員。

《C委員》

昨年も重点項目でしたのでこの件について説明がありまして、やはり女性委員のいない審議

会の数を減らしていくというのは指定職の縛りがあるというところが壁になっているというお話がありました。事務局の方からも弾力的な運用等によってそれを減らしていきたいというお話がありましたので、1年経った現在どのようなケース、そういう運用によって減らすこと、女性のいない審議会数を減らすことができたかという具体的な例があれば教えていただきたいという要望を出しました。

《会長》

それでは事務局よろしく申し上げます。

《係長》

ではA委員、C委員からいただきましたご意見につきまして、職務指定の弾力的運用につきまして説明いたします。進展したケースですが、いくつかの例を挙げて説明をいたします。まず区分1の45、1ページでございます「北見市有林管理委員会」、市有林の適正な管理経営を目的としている委員会ですが、本年2月が改選期でありましたが、その際「〇〇の長の職にある者」との職務指定を弾力的に運用することなく男性が委嘱され、また各自地区からの推薦は従来常呂漁協から唯一女性部長が推薦されてきたものが、このたびは男性が推薦され結果7名全員が男性で占められました。昨年ここには女性が1名いたわけですけれどもここでゼロ審議会がひとつ増えました。因みに委員の構成規定を申し上げますと（1）網走中部森林管理所長の職にある者1人（2）網走東部森づくりセンター所長の職にある者1人（3）北見広域森林組合長の職にある者1人（4）その他市長が必要と認めた者4人、というふうになっておりますため弾力的運用は図られず、また市長が必要と認めた者についても女性が推薦されず、働きかけをもっとする必要があったというふうに感じております。

次は区分2の5「農業委員会」、これは農地行政、情報提供、地域の農産物を活かし活性化を図るなどの趣旨で設置されている委員会です。平成23年7月19日が農業委員統一選挙でございました。これに向け本年6月北見市において内閣府、農林水産省、国・道の農業会議職員、北見市農業委員会会長及び私ども行政事務局により、女性農業委員登用に向けて積極的に取り組むよう協議を行いました。しかし女性の候補は挙がらず、また農協、農業共済、議会の選出区分においても女性委員は輩出されず、結果女性委員ゼロ審議会の解消には至りませんでした。

区分4の2「北見市地域公共交通会議」、これは住民に必要な輸送の確保と利便の増進を図るための委員会でございます。平成22年12月21日設置され、男女共同参画推進本部の方針に沿ってその組織規定において「長の職にある者」と規定せず「事業者の代表」「団体の代表」「指名する者」などの表現を用い、女性委員の登用拡大を視野において要綱を制定いたしました。しかし結果は「長の職にある者」の輩出が多くなり、女性委員はいない状況となりました。

区分1の19「北見市交通安全対策会議」、これにつきましてはまさに委員の改選期でございまして、交通安全にかかわる団体から女性委員を輩出すべく現在人選を進めているところであり、女性の登用が予定されております。

「女性のいない審議会の解消」につきましていくつかの例で説明いたしましたが、先ほどの重点項目の説明の中でも申し上げましたが、これら女性のいない審議会を所管する部署に対し女性委員の積極的登用について通達し、また先の男女共同参画推進連絡会議において職務指定の弾力的運用や要綱への女性枠設定、公募による積極的登用を働きかけたところです。さらにこれから本年度中に改選期を迎える審議会につきましては積極的に改善を図るべく強く働きかけをいたします。

《会長》

ということで実態は報告されたわけです。農業委員会などは59名というすごい委員の数ですから、何とかここを突破口にして女性が進出できないものかと数字の上では考えるわけですが、でも・・・E委員はどうですか、これらの数字を分析してみたら農業委員会の実態などが・・・

《E委員》

農家の女性の、要するに経営者というのは非常に少ないです。そういうものがございまして実態としてはなかなか経営無視できないということもあって、その辺から立候補する方が少ない。農協の理事についても同様になっております。取り組みといたしましては本当にまだ農協のほうは組合員になっていただいている女性の数も非常に少ないです。その辺から少しいかなないと理事とか農業委員さんに対する希望というのが、ちょっと認識もまだ薄いような感じです。

《会長》

そうですか。それでは若干のご意見、要望、希望などを受けたいと思いますが、どの項目でもいいですから、もし突破していくなればこのところを重点的に当たってみたらどうかという審議会、委員会はないでしょうか。

《H委員》

どの審議会ということはないのですが、条例そのものの中に充て職的なものがあるということ、それから弾力的運用をできるようにしているんだという話があったのですが、僕ももうひとつ考えなければいけないのは条例そのものを積極的に改正する必要があるのではないかということです。例えばどうなっているのかわかりませんが北見市防災条例という北見市の条例があるんですね。で防災会議の条例ということであれば例えば今回の3. 11もそうでしたけれどもここで問題になるのは防災弱者といわれる人たちですね。障がい者の人たちであるとか、あるいは避難所の中でも女性の居場所というのが非常に問題になったわけですね。お子さんにミルクを飲ませるのにどうしたらいいのかということが出ていました。そういうことを考えると防災会議の条例自身の中に防災弱者といわれるそういう障がい者であるとか女性であるとか、ということが委員として入らなくてはいけないというふうに規定されていないこと自体が問題ではないか、という気がします。そういうものはたくさんあるのではないかな。それ以外にも、例えば公共交通会議、これにも設置要綱がありますけれども公共交通であればその中に公共交通の利用者というものがあるのがこの会議の構成メンバーとしてちゃんと謳われているのかいないのか、ということですね。そういう問題があると思います。

予防接種ということであれば、たとえばPTAの代表というものがこの委員会の中に入るようにちゃんと文言としてなっているのかどうか。奨学金もそうですよね、これPTAの代表が入って全然おかしくないと思います。だからそういうふうに本来の条例といいますか、会議の本来の目的の中からの委員の決め方自体が本当に妥当なのかどうかということ。条例の弾力的運用ではなくて、僕は条例そのものを積極的に改正するという部分があるのではないかな、というふうに思います。

《会長》

貴重なご意見だと思います。そういういくつかの、いろんな方法を、手立てを講じながら、是非これもまた、後ほどまとめながら市長に答申する大事なひとつではないかなと思います。他にどうですか。建設的なアイデアはありませんか。

それではまた、ひととおりのご意見を伺ったあとでまた戻ることにして、ではその次、D

委員からご意見を伺いたいと思います。

《D委員》

今登用率のことをずっと話していたと思うのですがけれども、私は個人的には基本的に男女共同参画というのは登用率だけで判断できるものではないというふうに思っているのです。それを言ってしまったら かもしれないんですけど。これ、率を上げることがこの会の目的ですか。私ははじめて来た人間だからとても気になるのですが、こういうような具体的な策を講じていったらいいかな、といううちの1つが登用率ということで押えていいですか。

《会長》

もちろん。まずはそういう意識を変革していかなくてはならないし、啓蒙していかなくてはならないし、その上で当面の目標が、かつては10%台だったのが今は30%台まで上がってきた。その次の目標は40%台に女性が参画していることではないか、という、だからそういう数字だけが目的になっているのではなくてやはり市民、国民に啓蒙していく、そういうことが大事だと思うのですね。

《D委員》

だとするならばその啓蒙していくということを考えたときに、先ほどの重点項目のところになりましたけれど重点の2ページ「男女の職業生活と家庭・地域生活及び学校の両立支援」のところの具体的取り組みとしてリーフレット等を配るといようなことを書いていたんですけど、物を配られても実際私なんか子どもがいますし、共働きしていて実際にそういうふうな社会の中にいる人間ですけど、明らかにそういう、物を見てなにか改善されるということはほとんどないかなと思うし、もっとなにか……講演会というのはたしかあるかなって……。今年も北見の保育園の先生方がみんなで遠くから先生を呼んで講演会を何度かされています。訓子府とか津別とか近隣は北見より、北見の2倍か若しくは3倍くらいそういう機会をたくさん設けていて、父親が来る機会をたくさん設けています。そういう講演会に行くと必ず子育ての話ですから、お母さんたちだけでなくお父さんも一緒になって最終的に仕事がどうだこうだと、結局こういう話になっていくんです。なので物を配ってもたぶん解決しないし、もっと来て、直接的に参加できるようなものがもう少し増えると少しいいかな、というふうに母親の立場としても思います。

《会長》

資料、パンフレットの啓蒙だけでは・・

《D委員》

ほとんど見ないでしょ。

《会長》

だめだということですか。

《D委員》

はい。

《会長》

そういう努力もしてきたわけですが、どうですか、今のご意見は。

《課長》

今D委員からいただいたことなのですが、実は昨年の意見書、こちらのほう（審議会）から出していただいた意見書の中にもあるのですがいわゆる男女共同参画社会の進展を図って

いく上で民間会社などその組織の意思決定に女性が参画していくことは当然だというふうに考えてこのような事業を行っているのですけれども、その具体的な手法として意見書の中の4番目にそうした男女共同参画の取り組みを積極的に行っている企業等を積極的にPRというか、顕彰するようなことを図って、企業の価値だとか社会的な評価を高めていただく、そうしたことによってさらに女性の参画を進めていく、社会が進んでいくのではないかというふうに思いまして、昨年の意見書にもあるのですけれども現状まだ進んでいないのですけれども市民活動課とか担当段階で検討の域をまだ超えていないのですが、そういうことを今考えてはいるんです。そうすることによって企業が社会的に評価の上がること、その企業がまたさらに女性の参画をどんどん進めていくということ、これはありかなというふうに思ってまして、その啓蒙のひとつとしてリーフレットとかパンフレットを配るだけではあまり意味がないということもあってなにかそういうことも考えてはどうかということでも内部では協議しているところなのです。

《D委員》

基本的にこのようなことを考える機会がほとんどないですよ。私は学校にいたり、家庭科なので考える機会があるのですけれど、ほとんどないですよ。どんどん、ちょっとでもやっていかないと……。こういう市役所の中で委員会の中に女性が登用されるということはあると思うのです。それこそさっき言っていたように条例を変えてできると思うのですけれども民間じゃそうはいかないので……。どうするのかなって……。

《会長》

民間企業に対する働きかけもずっと続けてきているのですよね。

《課長》

いわゆる労働状況調査のときに全企業の方にいわゆる男女共同参画の考え方というものをどんどんリーフレットを入れて働きかけは常に毎年やっていますから。

《D委員》

実際それをやっても見えてこないのですね、現状としては。

《会長》

あとどんな方法がありますか。講演講師を呼んで講演会を開くということもひとつの方法であると。Lさんのほうでは11月にもう講演会が開かれたわけですがけれどもいかがですか。

《L委員》

ウイメンズ・きたみということで民間シェルターをやってましてDVの活動をしているのですが、きょう道の男女共同参画の依頼を受けてですね、網走桂陽高校さんの家庭科の先生がすごく熱心な、DVを家庭科で教えていて保育というところからDVというところに関連付けて家庭科の時間2時間設けて2年生160人の前でパワーポイント使って講演会やったんですよ。

《会長》

今日やったのですか。

《L委員》

はい、朝9時に汽車で行ってきたんです。私は今回はまず様子を見るということで、札幌の「女のスペース・おん」というシェルターの代表の方が来てやってもらったのですけれども、私とあともうひとりのスタッフも勉強させてもらうということで、私たちはこの次北見美容専門学校と網走農大教職員向けに講座の依頼が来てますのでそちらの方をやらせてもらうことになっているのですけれども、同じように男女共同参画ということで、やはりちょっとDVなの

で残酷というイメージがあるのですけれど、一応「デートDVを知っていますか」ということで高校生の男の子に一番メッセージを受けたいなというのが、女の子の被害者よりも加害者を作らないようにしようということで動き始めたんですよね。で、今高校生なんですけれども、依頼を受けているのは北見美容専門学校、専門学校生・大学なんですけど、やっぱり本当は中学校やりたいねという話をずっとしてしまして、高校に入れないような女の子男の子達がやっぱりザワザワザワザワしながら男女交際して、そしてどうやって付き合っているかわからないということでサイトとかスマートホンとかで援交（援助交際）とかしてって、絡めていくという話になってきている、最新のほんとにそういう・・・ありますよね、そういう風俗関係とかで知り合ったとか薬物が絡んできたり色々絡んでくるんですけど、賠償とか絡んでくるんですけど、やっぱり性暴力とかもそうですけど、この間も仙台で全国シェルターシンポジウムがあったんですけど、その分科会であった性暴力の分科会では幼稚園からやっていこうじゃないかという話も出ています。やっぱりそういう啓蒙活動とか講座とかでわかりやすく、子どもさんがらみで伝えていくというのは非常に大事だと思います。

ちょっと私の方はDVなので、ちょっと男女共同参画というみなさんと対等な関係を作りましょうということであれば、そういう感じからいけば中学校からそっちで行けば結構メールでのお付き合いとか、ちょっとお付き合いの仕方がわからないとか、どうしても男だからこうしなければ女だからこうしなければならないという固定観念が家の中でもあると思うので、そこからやっぱり入っていくということはありますね。

《会長》

すばらしい貴重な実践だと思います。今D委員からパンフレット、そういう啓蒙だけでは見る人もいないのではないかとということがきっかけだったわけですがけれども、やはり高等学校・大学はもちろんのこと中学校の教育の仲間では我々は男女共同参画の問題を浸透させるための講演や講座やそういう働きかけをしていく必要があるのではないかと、ひとつの実践例として提起されたわけで、これもまた突破口を開いていくための大事な意見ではないかと思っています。

D委員は、あとよろしいですか。ひとつの方法が今提起されたわけですが、アイデアとしては。

《D委員》

いいと思います。

《L委員》

できるかできないかは別として、少しずつでも。

《D委員》

私今31（歳）なんですけど、周りの方が結婚して出産を機に、妊娠して出産することでほとんどの人が解雇されるんですよね。ほとんど解雇されている。解雇されるって「あなた妊娠したから解雇です」ということではなくて、もうその先はないよねって。何年か休むという話になってどうしてもそういう状況がすごく多い。周りにとってもたくさんいる。何かしていけないのかなということを感じます。

《会長》

それは教員の世界ということではなくて？

《D委員》

いえ教員はありません。ほとんどゼロに近い。例えば教員の世界の中ではそういうものが例

えば普通に産前産後休暇をしっかり取れて育休も取れているという状況の中、それが民間の中ではほとんどされていない。2ヶ月で働いている人たくさんいますし、そういう状況っていうのは何か働きかけしていけないのかな、それも男女共同参画と一緒にかなというふうに。

《会長》

それは去年僕も教え子たちの実態の中から、暗黙のうちに私立の幼稚園では結婚退職が、実は採用のときにはそういう取り交わしはないのだけれどもそれがもう大体、私立、民間幼稚園ではあたり前になっている。それでパートで再雇用されたときは全くそれらの職歴が考慮されないまま初任給で同じ職場に勤めて初任給待遇を受けている、という話を前回の審議会の中で公表したところなのですけど、そうした問題は実際には民間の中では・・・。

それらの問題をどのようにして是正していくか、なかなか男女共同参画の審議会の中だけでは取り扱えない大きな問題をはらんでいるのではないですか。

関連してご意見ありませんか。それらものちほど答申事項の中で建設的なご意見、アイデアに生かしていきたいと思います。

今D委員の意見を伺ったところで、あと意見書が出ている方はいないのですけれども、口頭でこれからご意見を伺いたいと思います。どなたかいらっしゃいませんか。

《C委員》

よろしいですか。2つ目の項目について状況調全体においてのことで、ひとつはですね、昨年度委員だったものですから昨年の資料と見比べてみると、去年は平成21年度の事業計画と22年度の事業計画という形だったのですが、そちらで書かれている平成22年度の事業計画と今回配付された方の平成22年度の事業計画というところが、文言が一致していないというところがありまして、これちょっと事務局のほうにしかあれなんですけど昨年度改正されたというふうに見えたところがまた元に戻っているという表記になっているのです。

《会長》

具体的には・・・。

《C委員》

例えばですね1つ目のもそうだと思うのですが、去年の平成21年度の事業計画と今回配付された平成22年度の事業計画が全く同じで、昨年度の平成22年度の事業計画というところと今回の資料の平成23年度の事業計画と言うところが同じになっている。この資料、今回配付された資料だけで見ますと22年度と23年度の計画でちょっと前進しているように見えるのですが、去年の資料でもそうだったので。これは事務的なミスかもしれないのですけれども、というところ。

《課長》

何番ですか？

《C委員》

1番。

《会長》

ちょっと発見して相談しておいてください。

《C委員》

それともうひとつは過去のものと比較するわけではなくて今回のものだけでもですね、22年度の事業計画と23年度の事業計画の文言が全く同じで、特にその下に「事業遂行にあつ

ての課題及び今後の取り組み方」というところに何か特別なことが書かれているわけではなく、もっと言うと、去年も2ケ年分同じ内容が書かれていて全く、だから内容的に計画が進展しないと思われる事業が結構あると思うのですが……。そのまま同じ状態だと先ほど市長さんの話でもうすぐ10カ年計画の半分ということがあったのですが、あまり進まないで10年までいってしまうのは困るかなと思いました。じゃ、事務的なところは……。

《課長》

会長いいですか。C委員からいただきました最後の、後段のお話なのですが、いわゆる事業実施にあたっての課題というか一般論だとか取り組みについて、個々については「事業遂行にあたっての課題及び今後の取り組み方」ということで各事業の担当課におきましてはですね、こうした課題があるという認識また取り組んでいる方向性については認識をしているところなのですが、これは行政評価というか行政改革の領域とも重なってくることになるのですけれども、本来こうした事業を実施するにあたって成果指標といいますか、成果をそれに向けて課題を克服したり課題を解決することが事業効果が高まっていくというふうに考えます。そのことから男女共同参画社会がそれによって進展していくというものでありますことから、今後審議会からこのことにつきまして意見としてまとめていただきますと、これを市長が本部長の、先ほど言いました推進本部会議に諮って課題や問題解決に向けてさらに積極的に取り組んでいくよう本部長から指示をして取り組んでいきたいと考えております。

それと先ほど言われました前年度の事業計画に書かれているところと23年度の事業計画について書かれていることが、本来でしたら前の年の事業計画のところに新年度の分が載っていくという話だというふうに思っているのですが、それとは違うのでしょうか。

《C委員》

そちらの話については、昨年配付された平成22年度の事業計画は、今年配付されたここに一致しますよね。

《課長》

はい普通はそういうふうになるはずです。

《C委員》

で、なっていないです。

《課長》

なっていないということであれば事務局のほうのチェックミスであるということで。本来でしたら変わっていくとすればそこに事業変更かなにかあったということではないかと思うのですよね。そうでなければチェックミスだと思います。

《C委員》

そうですね、わかりました。

それでちょっと話戻って例えばですね、今年配付されている資料の6ページの1番下の24番というところで「技能・技術習得の講座」という項目があるのですが、例えばこれは全然進展がないという一例ですけれども、去年もこの項目についてH委員からたしか「このレベルではあまり役に立たないよ」というお話もあったのですけれども、それでちょっと残っていたのですが、22年度の事業計画と23年度の事業計画が全く同じで「女性の就業支援のために関係機関と連携を図り支援する」という内容になっています。で、下の注意書きのところも「雇用情勢が厳しい中、様々な雇用機会の拡大、対策が求められている」という非常に評論家的な、

第三者的なコメントで終わっていて、これ事業を進める所管部局の文言としてはちょっと、もっと積極的にこういうふうにしていくという意味というか、そういうものがあっていいのではないかと思いました。例えばこういうような例ですね。

《課長》

会長よろしいですか。C委員からいただきました今の問題につきましては、たしかにこれだけを見ますと評論家的な、事業実施課に本来あってはならないような文言が書かれています。具体的にこの事業がいわゆる女性の就労支援につながっていくことが本来の目標、目的なものですから、いかにこの講座に参加していただいて就労支援につながっていくかということがこの先にたぶんある課題ではないかと思うのです。いわゆるパソコン教室に通ったから直接つながるのかと言われたらそうでもないのかもしれませんが、去年H委員からいただいたのもたぶんそのことを指摘されたと思うのです。ですから技能・技術習得の講座というのはいわゆる女性が就労するために必要な技能を磨くひとつの手法であるという認識でしか現在担当課では考えていないのかなというふうに思いますので、それから先の部分についてさらに考えていくことを事務局のほうからも求めていきたいというふうに思います。

《会長》

それぞれに所管の部局があるわけで、この男女共同参画審議会が計画したこととはまた違うわけですね。よってこの会議の中でそうしたご意見が指摘されたということは反映することができるわけですね。

《課長》

そうですね。市長が本部長の会議の中には各全部局の部長が入っておりますから、いわゆるその事業の成果だけでは男女共同参画にはつながっていかないということをさらに伝えていかなければならないとは感じております。

《会長》

では若干精査ミスもあるようですから、ご意見の本年度の状況、三つの項目が差しちがえになっていないかどうかということのを再点検をお願いしたいということで、これは事務処理の問題ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

それではそれ以外のご意見を承りたいと思います。この意見書提出関係なくご意見をどうぞ。

《C委員》

A委員のふたつめは？A委員のふたつめの項目についても・・・。

《会長》

「労働相談窓口の開催」について。

《A委員》

はい、私もわからないで質問ばかりしているのですけれども、これも22年度の具体的事業実績と成果等について、他のところは部分的ではありますけれども、これだけ作成部数が1,000冊しましたよとか、今おっしゃられました女性センターでこういう講座がありますよとかっていうふうに具体的数字が出ているのですけれども、これに関しましては相談会を開催したということであって、どういう相談会であって具体的にどういうことをしたのか、それからどれだけの人数が集まってとかそういう細かいこと、出席率とか成果を知りたいと思ったのです。そしてその、もし相談会開催してもあまり少ないのであればこれからは23年度も同じような事業計画をされていますよね。それで、少ないのであればどういう方法で周知するのか、したの

か、もしかしてもう終わった、周知してしまったのかな、というその辺が全然わからないのですけれども。

《会長》

事業番号19番のところですか。それについての実態掴んでいますか。

《係長》

事業番号19「労働相談窓口の開催」事業について、その事業の実績と成果ということでございますが、北見市は産業立地労政課において職員が随時労働相談を受けておりまして、その実績、内容は解雇3件・労働条件1件・賃金3件・労災1件・差別嫌がらせ1件・その他3件の計12件と報告がありました。また女性センターにおいては職業・家庭生活全般に関し弁護士による専門相談を隔月で、また相談員による一般相談を、平日月～金9:00～21:00、土は隔週9:00～17:00の時間帯で開設し行っております。その内容は、専門相談では・婦人相談19件・家庭結婚に関すること16件・職業労働に関すること1件・その他2件となっており、また一般相談では・就業援助が129件となっております。女性センターにおきましては女性の福祉と教養の向上をめざし女性が抱えるあらゆる悩みや問題の解決を図り、女性のエンパワーメントを支えているという事業の内容でございます。

《会長》

ということでかなり実態については把握しているようです。それをこの中に記載されていたらなお分かりやすかったかもしれないです。かなりの量になっていることだけは捉えられます。

《C委員》

去年の資料には何件と件数が入っていました。今回の資料になかったです。

《A委員》

ありがとうございました。

《会長》

ではそのほかのご意見を伺いたいと思います。Hさんないですか。

《H委員》

意見書出せなくて申し訳ないです。何点かあるのですけど、6件あります、実は。

ひとつはですね、前回も去年も言ってきたことです。それがどこまで進んでいるのかという話なのですけれども、私は女性のエンパワーメントというのは職場の問題だろうと、職場だけではないのでしようけれどももちろん、職場がいちばん、やはり鍵になるからということで職場の状況をどう変えていくのかということがいちばん大事なことではないかなと思っていました。それが1点目です。それから、さきほどパソコンの話もありましたけれども女性の職業訓練の起業ですね、業を起す方、これをどうしていくのかということ。それから去年言ったのは私「イクメン対策」というふうな言葉を使ったのですけれども、親子ということの中の男性に対する対策どうするのかということ。それから4番目は農山漁村女性の経済的な地位向上、この点についてもちょっと意見があります。それからもうひとつは障がい者スポーツへの女性の参加、この5つが去年も言ってきたことです。

それで今年もうひとつ考えなくてはいけないかなと思っているのはこの「委員会」自体のあり方、権限の問題。今日ちょっと考えているのは権限の問題ということなんですけれども、基本計画を持って、北見市が基本計画をいくつか持っていると思います。障がい者であるとか福祉の基本計画であったりですとか。その基本計画がいくつあって、他の基本計画にかかわる審

議会がどんな動きをしているのかなということに絡めてですね、ちょっと意見を述べたいなと思っています。で、元に戻ります。

1つ目ですが「女性のエンパワーメントは職場から」ということの中で、きょうの資料の4ページ目の事業番号10番、ここではですね中小企業や自営業者から各種委員会への女性の積極的な参加が必要ということでした。事業所・各種団体等における方針決定過程への女性参画の促進という項目になっています。で、お聞きしたいのは各種委員会への企業からの女性参加の実数はいくつか、何人くらいいるのかということ、それからもうひとつそれに関わって事業番号12番「女性国内研修」4名ということですが今年は企業から参加した人はいるのか、ということを知りたいと思います。まずそこまでのことですね、やはり積極的に企業の職場環境を変えていくということがないとやはり女性のエンパワーメントは進んでいかないと考えます。そういう意味では企業にひとつターゲットを絞って、具体的には各種委員会に女性を出してもらいたいという働きかけを実際にしていけないとちょっと難しい。エンパワーメントになっていかない。そういう人がやはり企業の中でリーダーに育っていくことが重要だというふうに思っていますので、さっきちょっと実数も含めてお聞きしました。

それからもうひとつ去年も言ったのですけれどもパワハラの問題です。さきほどあからさまに結婚退職であるとか出産退職を迫られるという話がありました。パワハラというのは実はそういうあからさまなことが言われる企業ではたぶん起きてこないと思うのですけれども、実は結婚退職迫りたい、あるいは出産退職迫りたい、あるいはですね長らく勤めていて給料が高い事務職員を早く辞めさせたいこれをどうするかといったら、それはあからさまな言葉ではなくてパワハラでやるのです、だと思います。僕は実際そういうのを職場の中で見てきました。そういうあからさまな言葉が言い出せない職場、そこまである程度意識がある職場ということの中で起きてくるのがパワハラだというふうに思います。たぶんこれウイメンズ・きたみさんなどでそういう事例がもしあれば教えていただきたいなと思うのですけれども、パワハラ対策というのは僕は絶対実態調査から必要だと思っています。それが1番目です。

それから2番目ですが、職業訓練と起業ということで先ほどC先生も言っていただきましたけれど「パソコン講座」、ちょっと去年と違ってですね、去年はパソコン講座と経理講座でしたが経理講座がなくなってパソコン講座が中級になっている。それを合わせますと7ページの28番「新しい在宅就労スタイルを確立する」という項目でテレワークオフィスという新しいことばとして出てきたのです。で、このところの所管が違うのです。パソコン教室のほうは産業立地労政課、それで就労スタイルのほうは産業連携推進課なのです。で、これ連携していればですね、じゃパソコン講座の中で何が必要なの、テレワークオフィスというものを推進していこうということの中でテレワークの仕事やっているよと言ったときに、じゃあパソコン教室ではどんな中味が必要なんだといった話が当然出てきます。で、エクセルやワードだけではないはず。もっとテレワークの中で使える技術というもの、こういう技術が必要なんだよねということになってくればここはかなり推進していくはずなのです。だからここはもっと所轄部局間でですね、ここはプロジェクトを組んでやれる話なのです。ただそれがですね、男女共同参画という視点の中からはですね、ちょっと共同でやってみようかというそういう発想出てくるのだけれど、そういう発想がないで単に就労、職業訓練だけというふうなことだけで考えていっちゃうとなかなかつなげていかないのだろうなというふうに思います。それからもうひとつテレワークオフィスSOHO、これ良い方法だと思っています。女性の起業

のひとつの助けになる良い方法だと思っっているのですが、予算がないんですよ、予算がゼロ。で、テレワーカーの登録ひとつ必要になってきますね。それからテレワーカーにさせるための仕事を探してくるという仕事です。仕事の発掘です。これをやっていくためにはですね、それをやっていくためのコーディネーター役をする職員が必要なはずで。コーディネーター役をする職員なりあるいは機関なり人間なりを配置する、その予算も必要になってくる。で、その辺どのように進めていくのかな、ということをおもっています。

3番目のイクメン対策のことなのですがこれでもこれと20ページの77番「両親学級」それから次のページの78番の「母親学級」というのがあります。両親学級、母親学級があるのですが「父親学級」がないです。父親学級があってもいいのではないかなというふうに思っています。それからですね両親学級も母親学級もそうなのですけども、それから父親学級ができればですね、そこで扱っていただきたい問題としては「児童心理」とか「発達心理」こういうものに関する学校、学級というものが必要なのではないかなというふうに思います。これ出産の準備とかそういう中味だろうなど。初めて妊娠した女性とかお父さんに対する学級になっていきますけれどもそうではなくてやはり、少し子どもに知恵がついてきて悪さをし始めたりするようなことになってきますよね、育児としてはたぶんその辺がいちばん大変なことだと思っいます。で、そういう意味ではそういう児童の発達心理とか児童心理ということについてですね、やはりお母さんもお父さんも、特にお父さんに育児を担ってもらうためにはその辺が大事な事ではないかと思っのです。で、それはですね、いわゆるドメスティックバイオレンス、子どもに対する虐待の問題とも関わってきますのでこれはとても重要なことなんです、と思っっています。それがひとつ。

それからもうひとつはですね「男性料理教室」、去年も言ったのですけれども「そば打ちで男性料理教室か・・・」というね、今年もそば打ちやったんですねという感じなんです。去年も言ったのですけれどもそば打ちやったからといって家事を分担することにはならないだろうと思っっています。そば打ちはどちらかというと趣味の範疇に近いもので、そうではなくてやはりもっと基本的な出しの取り方含めてですね、料理のいろは、そういうものを2回、3回、4回と連続してやっていかないとちゃんと男性が料理を作ることにならないしまた料理を作る楽しみということにならないと思っしますので、来年はそば打ちではない事業、答えに期待しています。イクメン対策ではそんなことです。

それから農山漁村女性の経済的地位向上ということですけども、これはですね、僕は結構良い取り組みしているなと思っっています。ただもうひとつ、一歩進んでもらいたい。去年とたぶん変わっていない中味、報告だと思っいます。一歩進めていただきたいのは、豆腐作りされているのですが、ちょっと教えてほしいのはどこの施設でそれをやっていてそのできた豆腐をどうしたのかなというのを教えてほしいのです。というのはですね、味噌作りとか豆腐作りとかやるのですがそれが女性の経済的地位向上につながっていくためにはですね、やはり商品として売っていきたい、売ってもらいたいのです。ところが商品として売っていくためには何が問題になってくるかという製造許可なのです。製造許可が取れないとそういうことになっていかない。それで製造許可を取るためにはまずいちばん大きな問題は施設です。施設が保健所のOKを出すようにしているのかどうかということ、それなりの設備、加工設備のある施設が必要なんです。経済的地位を向上させるためにはやはりそういう加工した物を製品化できるだけの施設が必要です。それと積極的に製品化しなさい、保健所の製造許可を取りなさいという

そういう具体的な指導、そういうことがないと消費者と農家のお母さん方の交流会で終わってしまうのです。その中だけで物が流通して外に出て行かない、それはもったいないしそういう物をほしがっている人たちはとっても多いですから、それを是非実現していただきたいということです。

それから障がい者のスポーツへの女性の参加ということで今回ひとつ進みました。それはですね、公認障がい者スポーツ指導者養成講習会、札幌で行われたものに参加しています。これ参加したのは誰なのか、障がいを持った人なのかどうなのかということ、それから女性なのか男性なのかというのを教えていただきたい。それで男性だけだということであれば1名しか枠がなかったのかどうかわかりませんがこれはやはり2名の枠でいくべきだ。で、もう一方は女性でなくちゃいけないというふうに思います。それが障がい者スポーツへの女性の参加を促すことの、参加についての私の提案です。

それから最後になりましたけれども基本計画、北見にはいくつの基本計画があるのか、ということ。それで基本計画の進捗状況のチェックというのは他の委員会ではどのようにされているのか。で、この委員会で具体的なチェック、たぶんこの1回だけだと思うのですが、やはりあまりにもちょっと短時間過ぎやしないかということ。前回も言ったのですがけれども僕はこの委員会というのは各課のですね、その所轄部局のですね、課長さんまでとは言わないですけれども、少なくとも局長さんが全部来ていて、で、この辺についてはどうですかと皆さんが言ってですね、さっきの話ではないですけど「産業立地労政課と産業連携推進課うまくマッチングしたらできるんでないの」という話できるじゃないですか。そういうような委員会でないちょっと本当のものにならないのではないかという気がしています。以上です。

《会長》

ご意見もあったけれども、当面質問として

《H委員》

質問は4ページの事業番号10番の企業からの各種委員会への女性参加その実数、それから女性国内研修4名のうち企業から入った人はいますか、それから公認障がい者スポーツ指導者養成講習会行ったのは誰という話、それから豆腐作りの施設。教えてください。以上です。

《会長》

それ、今答えることができるようだったら。

《課長》

準備できておりません、申し訳ありません。今ご質問の内容については申し訳ありませんけれども数字を押さえておりませんので。

《会長》

では、次回に、質問については回答する・・・

《H委員》

そんなこともあるものですからね、であればやはり局長さんなり・・・

《会長》

局長・・・配置させられて・・・

《H委員》

各部局来るべきだな、というふうに僕は思います。

《会長》

ま、かなり理想も含まれている貴重な意見が出されましたので、これらについてはこのあと1月までの間に、今日出されたご意見整理して、副会長・事務局交えて2月の会議のための答申案の原案を作成していきたいと思います。6点に亘る貴重なご意見ありがとうございました。

G委員、父親学級っていうのは存在してないですか。父親参観日というのは聞いたことあるけれども母親学級は・・・

《G委員》

父親参観とか母親参観とかいうのはないです。日曜参観はあります、うちの学校は。

《会長》

圧倒的に女性が多いですか。

《G委員》

いえ、そんなことないです。両親そろって入学式でも参観日でも来る人が増えましたね。

《H委員》

ここの母親学級っていうのは違うんです。

《会長》

学校のPTAがやっているああいうのとは、別な学級ですね。

《C委員》

出産を迎えた母親の。

《会長》

ではだいぶ時間も経過しているのですけれども、その他にご意見ある方はいませんか。F委員はなにか特にありませんか。どんな小さなことでもあったら話してください。

《F委員》

皆さんの意見を聞いてたいへん勉強を。ありがとうございます。

《会長》

K委員どうですか。

《K委員》

本当にちょっと皆さんのレベルに到達していないところもあります。ただ基本的には、基本的なものの考え方から色々な事業、参画すべきいろいろな目的を持ってやられているみたいなのですけれども、ボリュームが多くてなかなか。

《会長》

すごいボリュームです。

《K委員》

そうですね、ですからひとつの事業があって、例えば目標達成までには色々な過程があったり発展的にもっと事業を膨らます形で、その事業の中味なのですけれども、それはひとつひとつ基本目標にいかにか近づけていくのか、これだけのボリュームがあるとこれをこなすというのは並大抵のことではないし、たいへん皆さんのレベルに近づいていけるのかなと今心配になってきています。

《会長》

年2回くらいの審議会では

《K委員》

ええ、だから余計に

《会長》

それも全体的な予算も絡むもので、年何回もということにはならないわけで、こんな形で進めています。

《K委員》

次、来るまでにはもうちょっと勉強させていただいて、少しでもためになる意見を述べられるようにしたいと思います。

《会長》

ありがとうございます。よろしく。

I委員。

《I委員》

私も初めてなものですから、まず勉強をさせてもらっているというような状況です。

《会長》

ごくろうさまです。

L委員から、この機会にこの皆さんに訴えることはないですか。

《L委員》

5ページに書いてある事業番号14番ということで、平成23年度事業計画で先ほども会長がおっしゃられたとおり、おかげさまでノンフィクション作家の沖藤典子さんをお招きして講演会を北見市と開催させていただきまして、約150名の方に来ていただきまして、部長はじめ皆さんに応援していただき大盛況に終わることができましたということで、この場を借りてお礼を申し上げます、ありがとうございます。予算もいただきましたこともありがとうございました。

《会長》

そうですか。

B委員、最後何かないですか。

《B委員》

特にないんですけど、個人的な興味で申し訳ないんですけど、女性委員のいない審議会数のいちばん上の、先ほども出ました防災会議の話なんですけど、これ女性がないという理由はなにかあるのですか。たぶん条例とかいろいろあるのかな。それで出てくる人がいない。たぶんトップの人がきっと女の人がないのかな。要するに力仕事ができなくてもこれ会議だからできると思いますよね。42人もいるけど女の人ひとりくらいいてもよさそう。

《会長》

特にH委員が災害のことを今回振り返ったときに、婦人や障がい者や高齢者の問題考えたときに・・

《B委員》

すごく大事だと思います。

《会長》

そんな状態で、役職も充て職だけではいけないのではないかという貴重な意見が出ているわけですけども。

《B委員》

私も同じように、充て職というのは結構あると思うのです。

《会長》

ありますね。

《B委員》

その充て職以外にもなにか別の人が入れるようなことを、どなたか条例を変えたいとおっしゃってましたけどそういうような方向に進めていただけると女性の登用って結構あるのではないかなって思って。それで「女性ならでは」っていうのがあると思うんですよね。ちょっとそれが気になっていました。

《会長》

貴重な意見だと思います。今の意見についてはわかりましたか、その防災の。

《課長》

防災会議のメンバーについてはですね、確かに今42人総数いるうちの女性がゼロということなのですが、ここでいうのは本来、聞いているのは国の関係部署の長というようなものがほとんどで、担当部局のほうではですね、例えば防災マップだとか具体的な事業をやるときには女性の方を入れて検討をされたというふうには聞いているのですが、いざ本来の防災会議という中では女性委員が今いないという状況でありまして、これについてもですね、今具体的に言いますと、内部で検討するような状況には入っていただいているのですけれども、まだそこまでいってないという現状だそうです。

《会長》

それでは、貴重な意見を長時間に亘っていただいたわけですが、先ほど申しましたように事務局交えて今日の建設的なアイデアを、ご意見を、次回提案できるように、原案作りを進めていきたいとします。そういうことでよろしいでしょうか。

《委員一同》

異議なし。

《会長》

それではお任せいただいて、意見をまとめながら次回の会議に提案できるようにし、それを市長を本部長とする会議のためにさらに答申できるように、そういう進め方を第2回の審議会において進めていきたいとします。で、共有したものというのはそういうことですが、事務局のほうで最後にその他事項ありましたらお願いします。

《係長》

審議会の会議録などのホームページへの掲載についてでございますが、まず所属団体名と委員名を記載しました当審議会の委員名簿と、本日ご審議いただきました会議の要旨を北見市のホームページで公開いたしますことをご了承くださいますようお願いいたします。

最後に事務連絡でございますが、本審議会ご出席に伴う委員報酬及び交通費につきましては「北見市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定に従い、ご指定のありました口座に振り込まさせていただきます。事務局からは以上でございます。

《委員》

すみません、次回の予定は？

《会長》

1月にこれをまとめて。

《課長》

皆さんとこれからご相談しなければならないのですが、3月中には先ほど申しました市長が本部長の会議にかけるということをしたいのです。で、その間に意見書をまとめることと、2回目の審議会で意見をまとめるということがありまして、その前に前段、意見書の案を会長と副会長とご相談をさせていただく機会をいただければと思いますので、年内は当然これでおしまいですけれども年明けて1月の末か2月のはじめくらいに2回目の審議会をどうかなというふうには事務局では考えてございました。

《会長》

日程調整はしてくれるのですよね。

《課長》

それで会長のスケジュールと調整させていただいて、今申しました1月下旬から2月上旬にかけて2回目をしたいなというふうに考えていますけれども、時間帯はだいたいこの時間帯になると思います。

《会長》

特に日程について希望がありましたら・・・。

あと事務局が間に入って調整していきたいと思いますので、よろしくご協力下さい。

皆川部長のほうから、今日の感想を含めてありましたらお願いします。

《皆川部長》

本日は長時間、2時間近くなりますが熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。私、男女共同参画という分野に携わるのは、正面で向かい合うというのは今回初めてなのでございますけれども、男女共同参画というのは男女を意識しない社会、という、男だから女だからというのではなくて、男女を意識しない社会というのが究極の目標ということなのだろうと思っております。ただそれに向かつてはなかなか理想像には近づけない。その手段として数値目標を掲げましょうとか、まだまだ女性の職場が足りないから女性の職場を作りましょうとか、そういった非常に地味な分野から事業を組み立てていかなければならない。だから先ほどありましたけれども、直接男女共同参画に結びつかないけれども女性の職場開拓をしましょうという事業も基本計画の中に位置づけさせていただいている。そういうような基本計画の構成内容となっている。その中でもやっぱり重点的な分野というのは、今、目先の目標としてこれはやっていきたいという部分、これについては審議会のご意見をいただきながら、すべて全部いっぺんに同一歩調で進めばよいのですけれどもなかなか予算もありますしそういうことにならない。そういうことでいきますと重点目標、じゃここ1年これでいきましょう、次の年はこれでいきましょう、それは目標とすべき成果が表れなくても一定の目標に達すれば次の目標、次の目標という形で進めていけば10年間というスパン、これ男女共同参画基本計画のスパンですけれども、その中で数値目標を40%と掲げさせていただいてございますけれども、いわゆる少しでも男女を意識しない社会、あるいは職場、そういったものを、子育てにおいてもそうなのだろうと思えます。そういう意味でそういう理想像を目指すのがいわゆる男女共同参画基本計画、そのために必要なご意見をいただくのがこの審議会のお役目なのかなと、そういうことを私自身あらためて勉強させていただいたということで、今後とも大変でしょうけれどもいただいたご意見、どこまでやれるかというのはこれからまた会長ともご相談しながら次の会議に向けてご議論させていただきますけれども、そういった基本的な考え方で今後も携わらせていただければ、そういったことで皆様のご意見をいただければというふうに思いますので、

何卒どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

《会長》

ありがとうございます。それでは進行を事務局の方にお返しいたします。

《課長》

今部長のほうからもありましたが、長時間にわたりご議論をいただきまして誠にありがとうございました。いただきました質問の回答も含めまして次回の日程を調整させていただきましたのでよろしくお願いをいたします。

年末を迎えまして委員の皆様には大変お忙しい中お手数をおかけしましたが、今後も大所高所の立場からご意見ご提言をいただきまして、北見市の男女共同参画にご尽力賜りますようお願い申し上げます。委員회를終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。